

水稻収穫量調査のしくみ



注: 水稻収穫量調査については、生産現場の実感を踏まえ、令和7年産から公表内容の見直しを行い、本資料に反映しています。なお、調査の精度向上に向けて将来的な取組も含めて調査方法を見直すこととしており、今後見直しを実装する段階で本資料に反映いたします。

令和8年

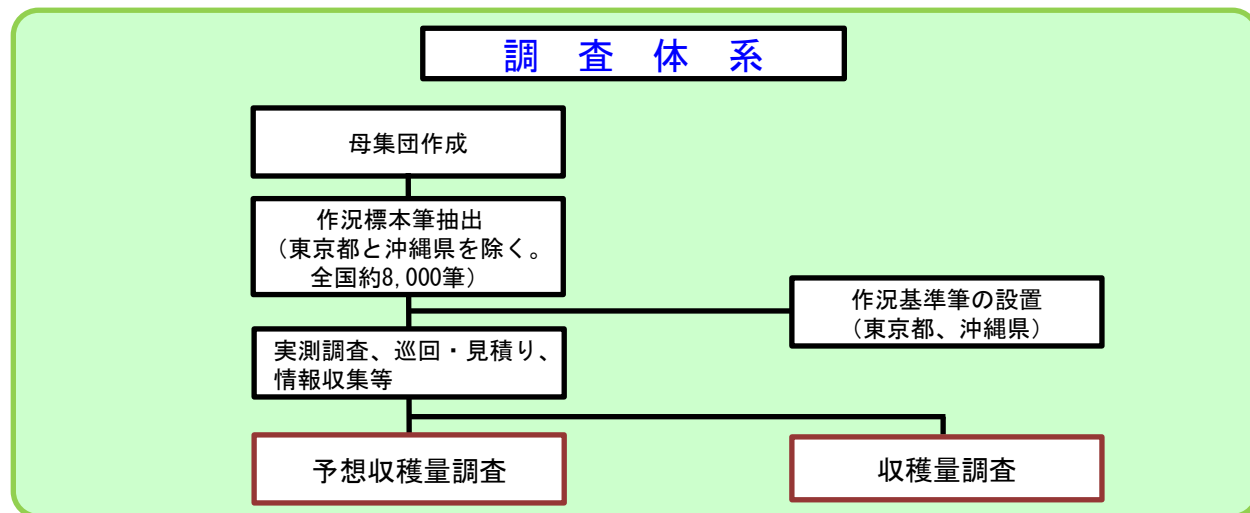
農林水産省

I 調査の概要

1 調査の目的及び体系

水稲収穫量調査は、国民の主食である米の需給対策や生産対策等の農政推進のための資料を作成することを目的として実施しています。

調査は、国の職員や専門調査員（非常勤の国家公務員）により行われます。



2 調査項目及び公表内容

7月及び8月に10a当たり収量の前年比見込みを、10月及び11月に予想収穫量を、12月に収穫量を公表しています。

予想収穫量調査及び収穫量調査では、作況標本筆の実測調査結果を基本とし、併せて巡回・見積り及び情報収集を行い、下表に示す項目を把握します。

調査名 (調査期日)	公表時期	調査項目	主な公表内容
10a当たり収量予測 (7月15日現在)	7月下旬		・人工衛星データ等を利用した10a当たり収量予測手法による10a当たり収量の前年比見込み(西南暖地の早期栽培等※)に係る文字情報
10a当たり収量予測 (8月15日現在)	8月下旬		・人工衛星データ等を利用した10a当たり収量予測手法による10a当たり収量の前年比見込み(西南暖地の早期栽培及び沖縄県第二期稲等を除く)に係る文字情報
予想収穫量調査 (9月25日現在)	10月中旬	水稲の作付面積、穂数・もみ数等の収量構成要素、10a当たり予想収量等	・作況単収指数(全国・都道府県別) ・10a当たり予想収量、予想収穫量(主食用) ・作付面積(青刈りを含む面積、主食用)
予想収穫量調査 (10月25日現在)	11月中旬	水稲の作付面積、穂数・もみ数等の収量構成要素、10a当たり予想収量等	・作況単収指数(全国・都道府県・作柄表示地帯別) ・10a当たり予想収量、予想収穫量(主食用、子実用) ・作付面積(主食用、子実用)
収穫量調査 (収穫期)	12月上旬	穂数・もみ数等の収量構成要素、10a当たり収量等	・作況単収指数(全国・都道府県・作柄表示地帯別) ・10a当たり収量、収穫量(主食用、子実用) ・作付面積(主食用、子実用)

注：1 調査項目は、地域ごとに生育ステージが異なるため代表的なものを記載しています。

2 沖縄県については、12月上旬公表時点で一部収穫を終えていないため、収穫の状況によっては変動する可能性があるため、翌年2月に公表する確定値を御確認ください。

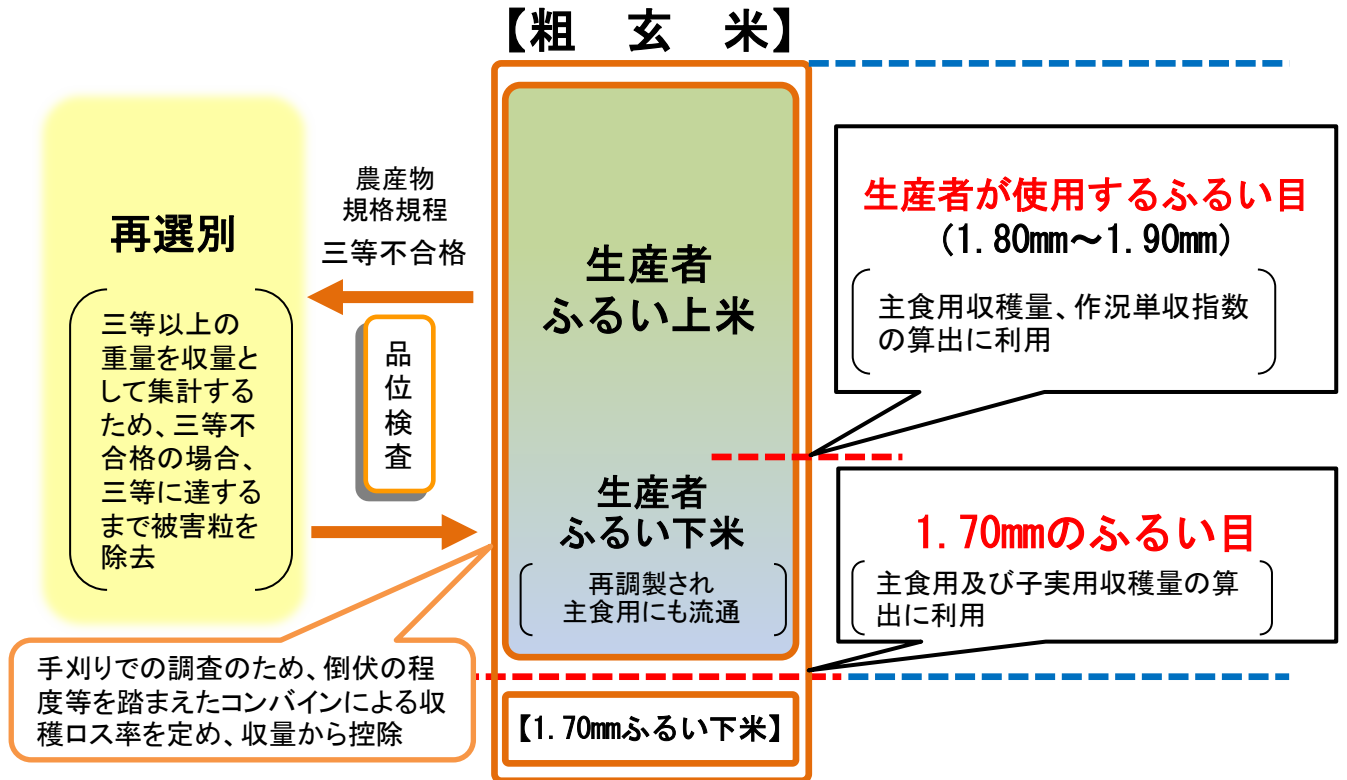
※：西南暖地の早期栽培等：8月中旬までに刈取りが概ね終了する早期栽培の面積が概ね3割以上を占める県及び二期作栽培のうちの第一期稲が栽培される沖縄県

II 調査の内容

1 水稻収穫量調査の対象

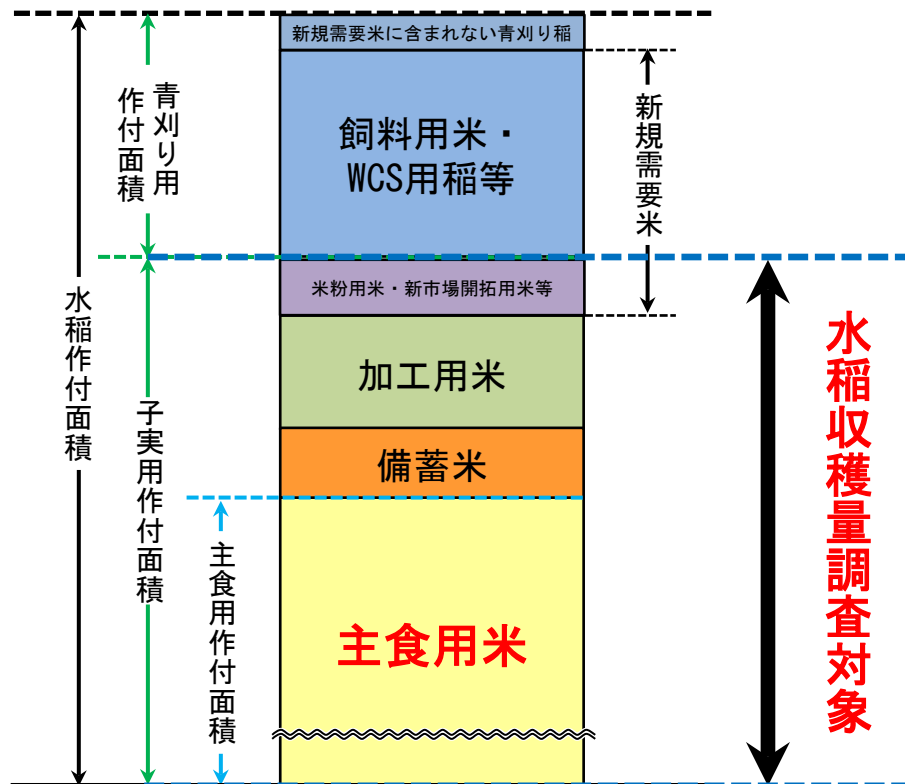
(1) 収量基準

水稻収穫量調査では、農産物規格規程三等以上で、生産者が使用するふるい目（1.80mm～1.90mm）と、主食用に供給される可能性のある玄米の総量を把握する1.70mmのふるい目とを収量基準としています。



(2) 調査対象

水稻収穫量調査は、主食用として供給される可能性のある玄米の総量の把握を目的としており、作付けされた水稻が飼料用米など食用以外の用途に供給されるものについては、水稻収穫量調査の対象外としています。



2 調査期日ごとの10a当たり収量算出方法

(1) 10a当たり収量予測

7月15日現在及び8月15日現在の10a当たり収量の前年比見込みについては、実測調査を行わず、気象データ（降水量、気温、日照時間、風速等）及び人工衛星データ（降水量、地表面温度、日射量、植生指数等）から作成される予測式に基づき10a当たり予想収量を算出し、前年比見込みを予測しています。

なお、10a当たり予想収量は、未確定の要素が多いことから公表することとしていません。

ア 7月15日現在

西南暖地（徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県）の早期栽培及び沖縄県第一期稲の10a当たり収量の前年比見込みについて、7月15日以降の気象が平年並みに推移するものとして予測を行っています。

イ 8月15日現在

西南暖地（徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県）の早期栽培及び沖縄県を除く都道府県別の10a当たり収量の前年比見込みについて、8月15日以降の気象が平年並みに推移するものとして予測を行っています。

(2) 予想収穫量調査

収穫期前（9月25日現在及び10月25日現在）に実施する予想収穫量調査では、穂数、もみ数、千もみ当たり収量などのうち実測可能な項目については作況標本筆で調査した実測値を用い、実測が不可能な項目については、過去の気象データ及び実測データを基に作成した予測式により推定した数値を用いて、10a当たり予想収量を算出しています。

作況標本筆を設置していない東京都及び沖縄県については、作況基準筆の実測結果を基準とした巡回・見積り並びに職員による情報収集により10a当たり予想収量を算出しています。

なお、徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の県計の10a当たり予想収量の算出については、早期栽培と普通栽培の10a当たり収量の加重平均を用いています。

また、沖縄県の第二期稲は未確定の要素が多いことから、沖縄県計の10a当たり予想収量の算出については、第一期稲の10a当たり収量と第二期稲の10a当たり平均収量（前年産までの5か年中3年平均（最高、最低除く））の加重平均を用いています。

作況標本筆における実測項目



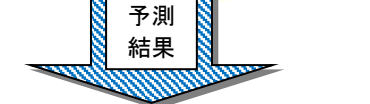
$$\begin{matrix} 1\text{㎡当たり} \\ \text{株数} \\ (19.4\text{株}) \end{matrix} \times \begin{matrix} 1\text{株当たり} \\ \text{穂数} \\ (22.2\text{本}) \end{matrix} \times \begin{matrix} 1\text{穂当たり} \\ \text{もみ数} \\ (69.1\text{粒}) \end{matrix} \times$$

$$\downarrow$$

$$\begin{matrix} 1\text{㎡当たり} \\ \text{全もみ数} \\ (298\text{百粒}) \end{matrix}$$

予測式により推定

- ・過去の気象データ
- ・当年の気象データ
- ・過去の実測データ
- ・当年の実測データ（実測が完了したもの）



$$\begin{matrix} \text{千もみ当たり} \\ \text{収量} \\ (17.5\text{g}) \end{matrix} = \begin{matrix} 10\text{a当たり} \\ \text{予想玄米重} \\ (522\text{kg}) \end{matrix}$$

$$\downarrow$$

$$\begin{matrix} \text{コンバインロス、} \\ \text{被害状況等による補正} \\ \text{(修正率：98\%)} \end{matrix} \rightarrow \begin{matrix} 10\text{a当たり} \\ \text{予想収量} \\ (512\text{kg}) \end{matrix}$$

※数値は参考例です。

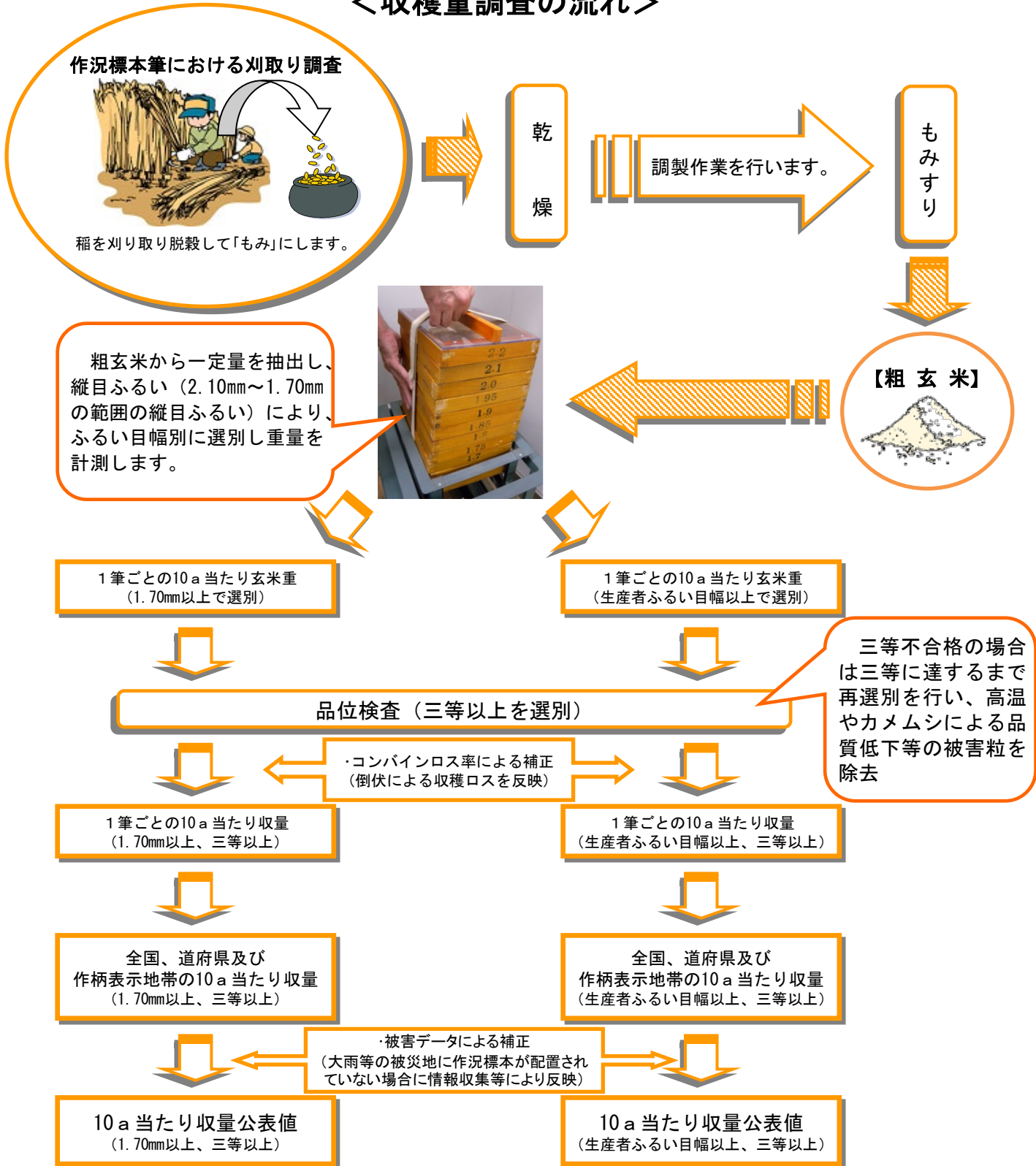
(3) 収穫量調査

収穫期に実施する収穫量調査は、各作況標本筆について3か所の調査箇所ごとに1㎡分の稲を刈取り、脱穀・乾燥・もみすりを行った後に、一定量を抽出し、農産物規格規程に定める三等の品位以上に相当するよう選別を行い、その重さを計測し、収穫時のコンバインロス率（コンバインを使用し収穫する際に発生する収穫ロス）による補正を行い、作況標本筆1筆ごとの10a当たり収量を算出します。この1筆ごとの10a当たり収量を基に、全国、道府県及び作柄表示地帯の「10a当たり収量」を算出し、被害データにより補正を行い、決定しています。

なお、10a当たり収量の道府県計値については、作柄表示地帯ごとの作付面積割合の加重平均により推定します。

また、東京都及び沖縄県については、(2)に準じて「10a当たり収量」を決定しています。

<収穫量調査の流れ>



3 作況標本筆調査の実施方法

(1) 作況標本筆調査の対象数算出と配分

ア 道府県別の10a当たり玄米重に対し目標精度を設定しています。道府県別の目標精度は、全国の収穫量に占める道府県別の収穫量の割合により設定しています。この目標精度を達成するために必要な調査対象数を算出し配分しています。なお、東京都及び沖縄県については、水稻作況標本筆を設置していません。

道府県別の目標精度と作況標本筆数

都道府県	目標精度	作況標本筆数	都道府県	目標精度	作況標本筆数	都道府県	目標精度	作況標本筆数
北海道	1.1	490	石川	1.1	185	島根	1.6	160
青森	1.1	270	福井	1.1	190	岡山	1.1	215
岩手	1.1	295	山梨	1.8	70	広島	1.1	195
宮城	1.1	270	長野	1.1	230	山口	1.6	135
秋田	1.1	260	岐阜	1.6	155	徳島	1.8	125
山形	1.1	265	静岡	1.6	125	香川	1.8	115
福島	1.1	250	愛知	1.1	175	愛媛	1.8	120
茨城	1.1	230	三重	1.1	200	高知	1.8	130
栃木	1.1	240	滋賀	1.1	190	福岡	1.1	235
群馬	1.6	115	京都	1.6	120	佐賀	1.1	190
埼玉	1.1	160	大阪	2.3	45	長崎	1.8	135
千葉	1.1	220	兵庫	1.1	205	熊本	1.1	240
神奈川	2.3	50	奈良	1.8	80	大分	1.6	155
新潟	1.1	370	和歌山	1.8	90	宮崎	1.6	170
富山	1.1	190	鳥取	1.8	120	鹿児島	1.6	175

イ 道府県ごとの調査筆数を配分するため、道府県内を、以下の(ア)及び(イ)のとおり複数地帯に分割します。分割は、個々のほ場単位ではなく、原則市町村単位で実施します。

(ア) 道府県内を、地域行政上必要な水稻の作柄を表示する区域として、水稻の生産力（地形、気象、栽培品種等）により作柄表示地帯として設定。

(イ) 作柄表示地帯内で、収量の高低等が見られる場合は、必要に応じてさらに分割。

ウ イの(ア)及び(イ)で分割した地域ごとに、

(ア) 作付面積の大小

(イ) 過年次データからみた、10a当たり収量（玄米重）のバラつき状況を考慮し、道府県ごとの調査筆数を配分します。

(2) 作況標本筆（調査ほ場）の抽出

ア 衛星画像等に基づき、全国の全ての土地を200m四方（北海道は、400m四方）の格子状に区切って編成した単位区のうち、田が含まれる単位区を母集団とします。（図1参照）

図1 母集団
(約200万単位区)



イ 道府県ごとに母集団となる単位区を(1)-イで分割した地帯に区分け(図2参照)、分割した地帯ごとに(1)-ウで配分した調査筆数分、標本単位区を無作為に抽出します(全国で約8,000単位区)。

ウ 標本単位区の具体的な抽出方法は、
 (ア) イで区分けした単位区を、市町村等ごとに、田面積の小さい順に並び替えます。
 (イ) 田面積ベースで均等な抽出間隔となるように、配分された標本筆数から抽出間隔を算出し、無作為に標本単位区を抽出します。(図3参照)

エ 抽出された標本単位区(図4参照)ごとに水稲が作付けされている田の中から無作為に抽出した1枚の田を作況標本筆(調査筆候補)として抽出(注)します。その後、抽出したほ場が所在する地域での聞き取りや田植時期を狙って集中的に巡回し生産者を特定します。当該ほ場の生産者に調査の目的、内容、調査筆の選定方法、調査継続予定年数等を説明し、作付けされた水稲が食用以外に供されないことを確認した上で承諾を得られた筆を作況標本筆としています。(図5参照)

これまで、作況標本筆のうち3分の2は翌年も継続して調査(原則3年間固定)し、3分の1は新たに選定していました。近年は、ほ場を選定した後、当該ほ場の生産者を特定することが困難となっており、この状況を踏まえ、令和6年産以降は、生産者の協力が得られれば、同一生産者の耕作するほ場で引き続き調査を行うこととしております。

図2 母集団を区分け
(A地帯)

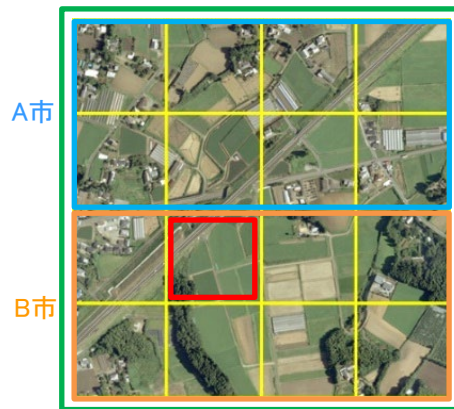


図3 標本単位区を抽出
(A地帯)

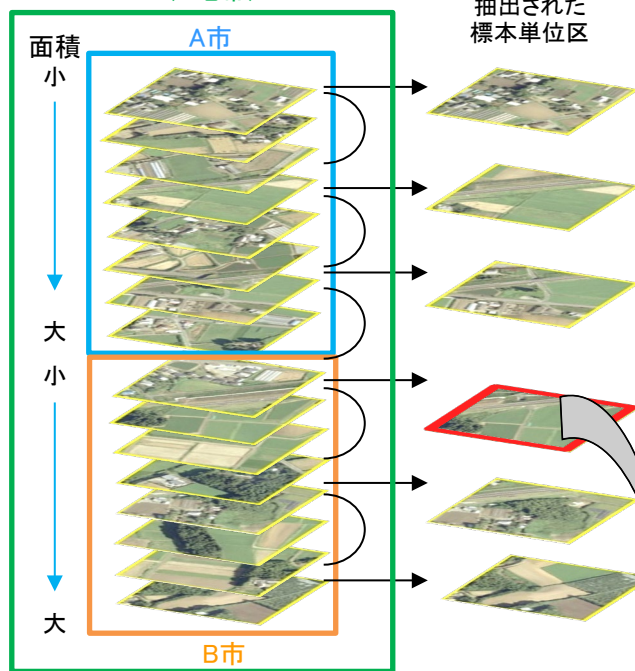
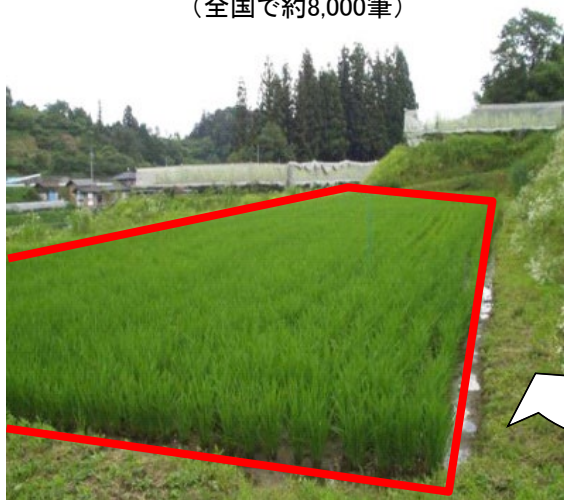


図4 抽出した標本単位区



図5 作況標本筆
(全国で約8,000筆)



注：水稲収穫量調査は、主食用として供給される可能性のある玄米総量の把握を目的としており、飼料用米など食用以外の用途に供される水稲が作付けされている水田については、調査対象ほ場に選定しません。

(3) 実測調査の方法 (例: 正条植え栽培)

ア 調査箇所を選定

作況標本筆での実測調査は数回に渡り実施することから、同一箇所でも調査が行えるよう最初に作況標本筆内の調査箇所(基点)の選定を行います。

(ア) 実施時期

田植期以降穂数調査を行うまでに行います。

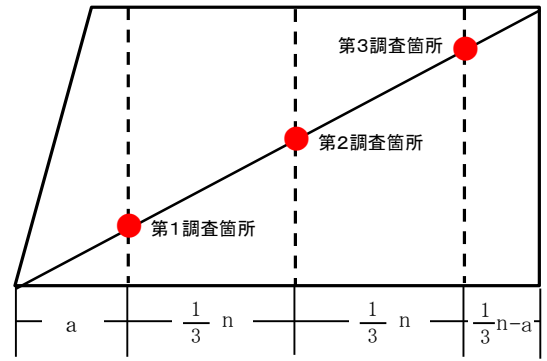
(イ) 調査けい(畝)の選定

- a 作況標本筆の全けい数(n)を数えます。
- b 全けい数に応じた3けいを無作為に調査けいとして選定します。

(ウ) 調査基点の選定

作況標本筆の長い方の対角線と調査けいの交点を3箇所(●)を調査基点(対角線上の手前から順に第1調査箇所、第2調査箇所、第3調査箇所と整理。以下同じ)とします。(図6参照)

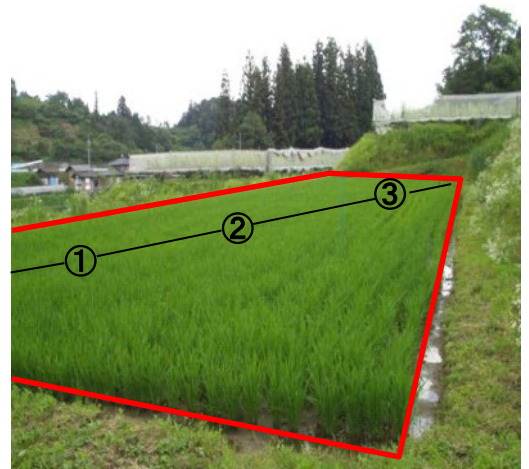
図6 調査けい及び調査基点の選定



全けい数=n

●は調査基点の株

作況標本筆調査箇所(イメージ)



イ 畝幅・株間の測定

(ア) 実施時期

田植期以降穂数調査を行うまでに行います。

(イ) 畝幅及び株間の測定

調査箇所のうち、第1調査箇所と第3調査箇所の調査基点を中心に11けい及び11株の間の長さを1区間ずつ(図7参照)、又は3けい及び3株の間の長さを2区間ずつ測定します(図8参照)。

なお、3けい及び3株測定する際は、区間平均を算出し各調査箇所の値とします。

ただし、第2調査箇所の畝幅・株間が第1調査箇所又は第3調査箇所の畝幅・株間と明らかに異なる場合は、第2調査箇所についても測定します。

(ウ) 調査箇所平均の1㎡当たり株数の算出

- a 調査箇所ごとに測定した畝幅・株間をそれぞれ合計し、【式1】により2箇所の平均畝幅及び平均株間の値を算出します。
- b 次にaで算出した値を【式2】に代入して算出された値を「1㎡当たり株数」とします。

図7 畝幅・株間の測定(11けい・11株間)

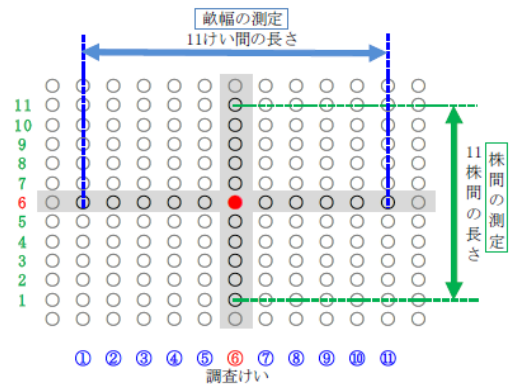
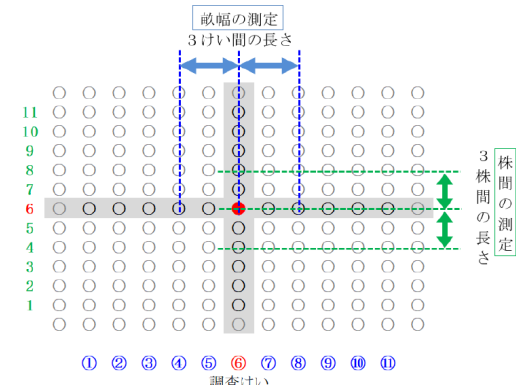


図8 畝幅・株間の測定(3けい・3株間)



【式1】

$$\text{2箇所の平均畝幅} = \frac{\text{畝幅の合計値}}{20 \text{ 又は } 4}$$

※平均株間も同様に算出。3箇所測定の場合は、30又は6で除して同様に算出。

次の式により調査箇所平均の1平方メートル当たり株数*を算出します。

【式2】

$$\text{1㎡当たり株数 (0.1株)} = \frac{10,000 (\text{cm}^2)}{\text{2箇所平均の平均畝幅 (又は3箇所平均の平均畝幅) (0.1cm)} \times \text{2箇所平均の平均株間 (又は3箇所平均の平均株間) (0.1cm)}$$

※株を単位として、小数点以下第2位を四捨五入した小数点第1位までの値

ウ 穂数調査

(ア) 調査時期

穂が出揃った後、計測適期に行います。

(イ) 調査株の選定

第1調査箇所と第3調査箇所ごとに、調査けい上において調査基点を中心に10株を調査株とします。(図9参照)

なお、第2調査箇所付近の生育等が第1調査箇所又は第3調査箇所の生育等と大きな差がある場合は、第2調査箇所も調査を行います。

(ウ) 調査方法

調査株ごとに次の基準により、全穂数及び無効穂数を数えた上で、全穂数から無効穂数を差し引くことにより有効穂数を算出します。

全穂数：調査株ごとの総穂数です。

有効穂数：全穂数のうち1粒以上稔実している穂の数です。

無効穂数：全穂数のうち有効穂とならない穂の数です。

(エ) 1株当たりの穂数の算出

穂数調査を行った有効穂数の合計を調査株数で除して算出した値を「1株当たり穂数」とします。

エ もみ数調査

(ア) 調査時期

穂が出揃った後、計測適期に行います。

(イ) 調査株の選定

穂数調査を行った第1調査箇所と第3調査箇所の株のうち、当該調査箇所の1株平均有効穂数に近い株を第1調査箇所と第3調査箇所から5株ずつ選定し調査株とします。同数の株がある場合は、調査基点に近い株を調査します。

なお、穂数調査で第2調査箇所を調査した場合は、当該調査箇所の1株平均有効穂数に近い株を第1調査箇所3株、第2調査箇所4株、第3調査箇所3株を選定し調査株とします。

(ウ) 調査方法

調査株における1穂当たりの平均的なもみ数を算出するため、過去の研究を踏まえ調査株ごとに有効穂の最高穂(上1)と平均かん長の概ね2分の1以下の穂を除いたかん長順位で下位から2番目の穂(下2)のそれぞれ全てのもみ数を数えます。(図10参照)

数えた上1、下2のもみ数を平均し、その調査株の「1穂当たりもみ数」とします。

図10 もみ数調査の対象穂 (上1・下2)

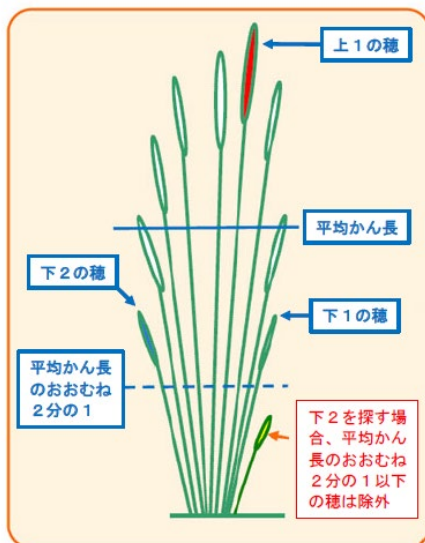
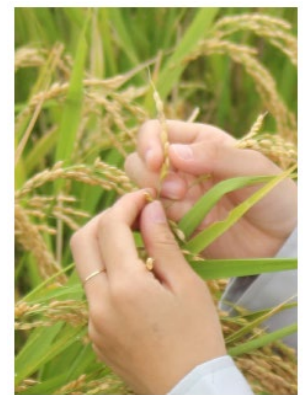
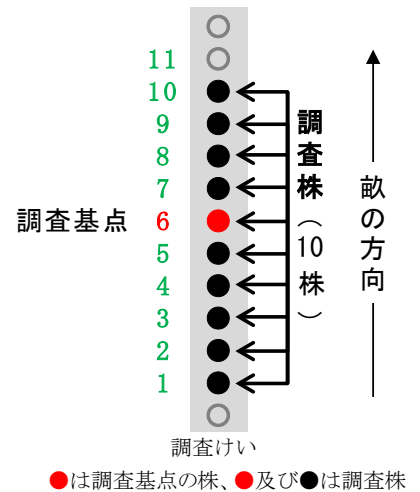
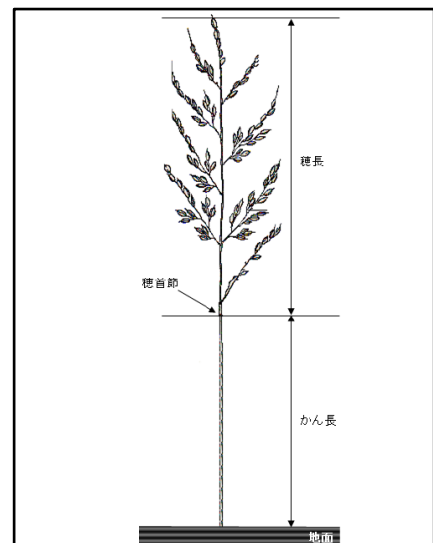


図9 調査株(10株)



<参考> かん長イメージ



オ 刈取り調査

(ア) 調査時期

収穫期(調査ほ場の生産者の収穫作業前)に行います。

(イ) 調査株の選定

全調査箇所(3つ)の調査けい上において調査基点を中心に1㎡当たりの株数分を刈取り調査株とします。

(ウ) 調査方法

イの(ウ)のbで算出した「1㎡当たり株数」分を手刈りします。(図11参照)

刈取り後は、千歯等を使用して調査筆ごとに脱穀を行い稲からもみを取り出します。(図12参照)

図11 調査株の刈取り



カ 調製作業及び重量の測定

作業等については、作況標本筆ごとに行います。

(ア) 乾燥

未調製生もみを適正水分(15%前後)まで乾燥させます。

(イ) もみすり及び粗玄米重測定

小型もみすり機にかけ、もみすりをして粗玄米にし重量を量ります。(図13参照)

(ウ) ふるい選別

(イ)の粗玄米のうち約200gを試料として1点抽出し、縦目ふるいにかけて振とうさせます。縦目ふるいは、ふるい目が縦目で、目幅が2.10mm、2.00mm、1.90mm、1.85mm、1.80mm、1.75mm、1.70mmの7段と底箱の8段からなる箱形のふるいを使用します。(図14参照)

(エ) 段別重量の測定

振とうして選別した試料について、それぞれの段ごとに重さを量ります。振とう後の1.70mm以上の段の重量合計を玄米重量とし、底を含む全ての段の重量合計を粗玄米重とします。

(オ) 玄米重歩合の算出

次の【式3】により、の玄米重歩合を算出します。

【式3】

$$\text{玄米重歩合 (0.1\%)} = \frac{\text{玄米重量 (0.1 g)}}{\text{粗玄米重 (0.1 g)}} \times 100$$

(カ) 玄米重の算出

次の【式4】により、玄米重を算出します。

【式4】

$$\text{玄米重 (1 g)} = \text{粗玄米重 (1 g)} \times \text{玄米重歩合 (0.1\%)}$$

図12 脱穀(千歯)



図13 小型もみすり機



図14 縦目ふるい



(キ) 10a 当たり玄米重の算出

次の【式5】により、10a 当たり玄米重を算出します。

【式5】

$$10a \text{ 当たり玄米重} = \frac{\text{(カ)で算出の玄米重}}{\text{(kg)}} \times 10a \text{ 当たり換算率} \text{ (※)}$$

※
$10a \text{ 当たり換算率} = \frac{\text{3 箇所平均の } 1 \text{ m}^2 \text{ 当たり株数 (0.1株)}}{\text{刈取り株数 (3 箇所の合計値) (株)}} \times 1000$

キ 品位検査

カの(エ)で選別した1.70mm及び生産者ふるい目幅以上の玄米からそれぞれ一定量抽出し、農産物検査員等による品位検査を受け、三等以上の品位に相当する玄米かどうかの確認を行います。

ク 再選別

高温障害、冷害、虫害等の被害により農産物規格規程三等に合格しない試料が発生した場合は、三等基準に合致するまで被害粒を取り除くなど再選別を行います。

再選別の方法は、被害の状況により異なり、充実不足等、粒厚が薄い玄米に被害粒が多く発生している場合は、縦目ふるいの方法により選別します。縦目ふるいの方法で正常な玄米が多く除かれてしまう場合は、手作業又は機械(穀粒判別機)を用いた方法により再選別を行います。

(ア) 縦目ふるいによる選別

正常な玄米と比べ粒厚の薄い被害粒等を取り除くため、1.70mmの網目を用いてふるいに掛けます。これで三等に合格しない場合は、逐次上位の段で控除していき、三等に達した時点で再選別を終了し、再選別後の玄米の重さを量り(図15参照)、【式6】により再選別歩合を算出します(生産者ふるい目幅の試料が規格外になった場合は、1.70mmを生産者ふるい目幅に読み替える。)



図15 再選別後の玄米の重量測定

(イ) 手作業による選別 (図16参照)

再選別試料から、再選別の基準(農産物規格規程三等以上)に達するまで、被害粒等を手選により控除し、基準に達した時点で再選別を終了し、再選別後の玄米の重さを量り、【式6】により再選別歩合を算出します。



図16 再選別(手作業による選別)

【式6】

$$\text{再選別歩合 (0.1\%)} = \frac{\text{再選別して得られた玄米重 (0.1 g)}}{\text{再選別試料として抽出した所定の選別基準による玄米重 (0.1g)}} \times 100$$

(ウ) 機械（穀粒判別器）による選別

再選別試料を穀粒判別器にかけ、全粒数及び整粒数を測定し、【式7】により再選別試料の整粒歩合を算出し、【式8】により再選別歩合を算出します。

【式7】 再選別試料の整粒歩合 (%) = $\frac{\text{整粒数 (粒)}}{\text{全粒数 (粒)}} \times 100$	【式8】 再選別歩合 (0.1%) = $\frac{\text{再選別試料の整粒歩合 (\%)}}{\text{農産物規格規程に定める三等基準の整粒歩合 (45\%)}} \times 100$
--	--

再選別を行い算出した再選別歩合を(3)-カ-(キ)の「10a 当たり玄米重」に乗じることで、被害等を反映した「再選別後の10a 当たり玄米重」を算出しています。

ケ 玄米品位分析

作業は原則として全ての作況標本筆を対象に行います。

ただし、もち米、酒米、低アミロース米（ミルキークイーン、スノーパール、ミルキープリンセス、おぼろつき、さとのつき、ぴかまる、姫ごのみ等）、半もち米、赤米、黒米等の外観が通常のうるち米と異なる品種の米が作付けされている作況標本筆については、分析対象から除きます。

(ア) 計測試料（生産者ふるい目幅の玄米）の抽出力の(エ)で選別した1.70mm以上の玄米の中から、生産者ふるい目幅の玄米100g程度を抽出します。

(イ) 玄米品位の計測（図17参照）

(ア)で抽出した計測試料（生産者ふるい目幅の玄米）について、穀粒判別器を用いて1試料当たり連続3回計測し、その平均値を算出します。

図17 穀粒判別器を用いた玄米品位の計測



Ⅲ 生産現場の実感を踏まえた公表

1 生産者ふるい目幅での掲載

(1) 生産者ふるい目幅ベースの収穫量の公表

生産者と本調査でのふるい目の違いが実感と異なる要因となっていたことから、生産現場の認識を踏まえ、令和7年産から新たに都道府県ごとに最も使用されている生産者ふるい目幅（1.80mm～1.90mm）で主食用収穫量を公表しています。

なお、引き続き1.70mmふるい目幅の主食用収穫量も公表しています。

令和7年産水稻の作付面積（主食用）及び収穫量（全国農業地域別）（例）

	作付面積（主食用）			生産者が使用しているふるい目幅で選別						ふるい目幅1.70mmで選別						作況 単収 指数
	実数 ①	前年産との比較		10a当たり収量		収穫量 (主食用(生産者ふるい上米))				10a当たり収量		収穫量 (主食用(生産者ふるい下米含む))				
		対差	対比	実数 ②	前年産との 対比	実数 ③=①×②	前年産との 対比	対差	対比	実数 ④	前年産との 対比	実数 ⑤=①×④	前年産との 対比			
														対差	対比	
全国	1,367,000	108,000	109	526	101	7,181,000	662,000	110	547	101	7,468,000	676,000	110	102		
北海道	90,400	6,700	108	549	98	496,300	25,900	106	574	97	518,900	23,400	105	98		
沖縄	597	40	107	310	97	1,850	70	104	313	96	1,870	50	103	99		

(2) ふるい目幅別の各種統計表

生産者が使用するふるい目以上の10a当たり収量等と比較できるように、全国農業地域別・都道府県別の「ふるい目幅別重量分布状況、10a当たり収量及び収穫量（主食用）」を作成し、公表しています。

令和7年産水稻玄米のふるい目幅別重量分布状況（例）

全国農業地域 都道府県	ふるい目幅別重量分布状況										対前年差						
	計	1.70mm以上 1.75mm未満	1.75 ～1.80	1.80 ～1.85	1.85 ～1.90	1.90 ～2.00	2.00mm 以上	1.70mm以上 1.75mm未満	1.75 ～1.80	1.80 ～1.85	1.85 ～1.90	1.90 ～2.00	2.00mm 以上	△	△	△	
全国(1)	100.0	0.7	1.2	1.5	2.6	12.0	82.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	△	0.1		(1)	
(全国農業地域)																	
北海道(2)	100.0	0.5	0.8	1.0	2.0	8.9	86.8	△	0.1	△	0.2	△	0.2	△	1.8	2.5	(2)
沖縄(11)	100.0	0.4	1.0	1.2	1.9	9.2	86.3	0.0	0.1	0.0	△	0.7	△	3.6	4.2	(11)	

令和7年産水稻玄米のふるい目幅別10a当たり収量（例）

全国農業地域 都道府県	1.70mm 以上	1.75mm 以上	1.80mm 以上	1.85mm 以上	1.90mm 以上	2.00mm 以上
全国	547	543	537	529	515	449
北海道	574	571	566	560	549	498
沖縄	313	312	310	305	299	271

令和7年産水稻玄米のふるい目幅別収穫量（主食用）（例）

全国農業地域 都道府県	1.70mm 以上	1.75mm 以上	1.80mm 以上	1.85mm 以上	1.90mm 以上	2.00mm 以上
全国	7,468,000	7,415,000	7,328,000	7,222,000	7,034,000	6,134,000
北海道	518,900	516,300	512,200	507,000	496,300	449,600
沖縄	1,870	1,860	1,850	1,830	1,790	1,620

※ 生産者が使用しているふるい目幅は、令和2年産以降、都道府県ごとに「生産者が使用したふるい目幅の分布（水稻作況標本（基準）筆生産者からの聞き取り結果）の過去5か年平均において、最も多い使用割合を占めるふるい目幅」としています。なお、3年毎に見直すこととしています。

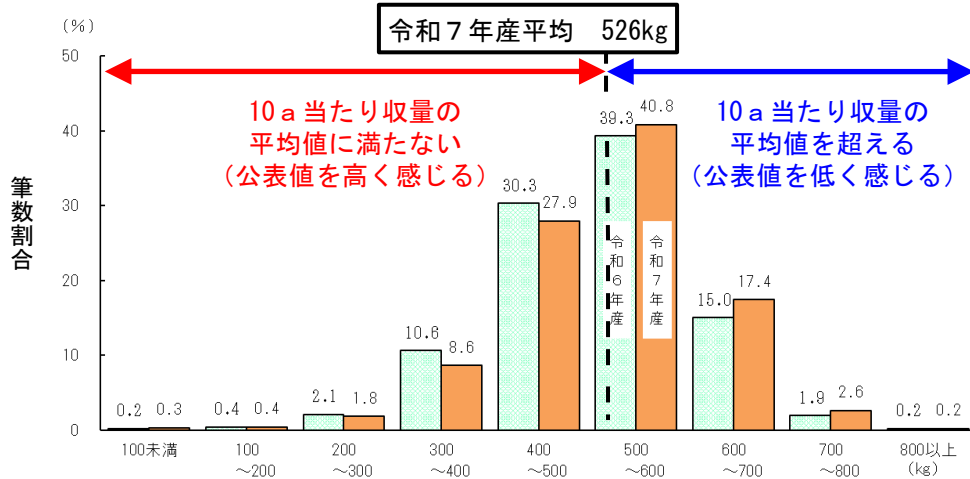
都道府県ごとの生産者が使用しているふるい目幅（令和6年産～8年産用）

都道府県	ふるい目幅	都道府県	ふるい目幅	都道府県	ふるい目幅	都道府県	ふるい目幅
北海道	1.90mm	東京	1.80mm	滋賀	1.90mm	香川	1.80mm
青森	1.90mm	神奈川	1.80mm	京都	1.85mm	愛媛	1.80mm
岩手	1.90mm	新潟	1.85mm	大阪	1.80mm	高知	1.80mm
宮城	1.90mm	富山	1.90mm	兵庫	1.85mm	福岡	1.85mm
秋田	1.90mm	石川	1.90mm	奈良	1.80mm	佐賀	1.85mm
山形	1.90mm	福井	1.90mm	和歌山	1.80mm	長崎	1.80mm
福島	1.85mm	山梨	1.85mm	鳥取	1.85mm	熊本	1.85mm
茨城	1.85mm	長野	1.85mm	島根	1.90mm	大分	1.85mm
栃木	1.85mm	岐阜	1.80mm	岡山	1.85mm	宮崎	1.80mm
群馬	1.80mm	静岡	1.85mm	広島	1.85mm	鹿児島	1.80mm
埼玉	1.80mm	愛知	1.85mm	山口	1.85mm	沖縄	1.80mm
千葉	1.80mm	三重	1.85mm	徳島	1.80mm		

2 10a 当たり収量の分布状況の掲載

公表している10a 当たり収量は、水稻の作況標本筆の実測結果の平均値ですが、実際の生産現場における各ほ場の10a 当たり収量はこの平均値を中心として上下に分布しているため、生産者から見ると高く感じられたり、逆に低く感じられたりすることがあります。このため、水稻の作況標本筆の実測結果である10a 当たり収量の分布状況を参考情報として提供しています。

令和7年産水稻の作況標本筆の10a 当たり収量の分布状況（例：全国）
（生産者が使用しているふるい目幅ベース）



3 玄米品位分析結果の掲載

令和7年産から新たに、高温等が米の供給量に影響を与え得ることを踏まえ、坪刈りサンプルから把握できる白未熟粒や着色粒等の割合を、生産者の選別によっては除去されることとなる米の割合の参考情報として提供しています。

令和7年産水稻の玄米品位の状況（全国）（例）

単位:%				
区分	白未熟粒	死米	胴割粒	着色粒
重量割合	3.7	0.3	1.2	0.2

- 注：1 水稻作況標本（基準）筆の刈取試料（生産者が使用しているふるい目幅で選別した玄米）を、筆ごとに穀粒判別器を用いて品位分析を行い、その結果を集計したものであり、調製のうえ販売される玄米の品位とは異なる。
- 2 白未熟粒は白色不透明な部分の大きさが粒平面の1/2以上のものである粒、死米は粉状質で光沢がないものが2/3以上を占める粒、胴割粒は粒平面に横一条の亀裂がすっきり通っている粒、着色粒は着色部分の大きさが直径1mm以上かつ粒表面の2/3以下のものである粒をいう。

IV 作況単収指数とは

これまで公表していた作況指数は、令和7年産から、近年の高温等気候変動を十分反映するとともに、収穫量全体を対比したものではないことを明確化した指標である作況単収指数に移行しました。作況単収指数は、単位当たり収量の多少を示したものであり、生産者が使用しているふるい目幅ベースで算出した「10a 当たり収量の前年産までの5か年中3年平均（最高、最低除く）」に対する「10a 当たり（予想）収量」の比率で算出します（以下の式を参照）。

作況単収指数の公表は、10月中旬、11月中旬及び12月上旬に行っています。

$$\text{作況単収指数} = \frac{\text{10a 当たり(予想)収量 (生産者ふるい目幅ベース)}}{\text{10a 当たり平均収量 (生産者ふるい目幅ベース)}} \times 100$$

V 水稲収穫量調査結果の主な利活用

- ☆ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき毎年定めることとされている米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定のための資料
- ☆ 食料・農業・農村基本計画における品目ごとの生産量や作付面積等のKPIの設定及び検証のための資料
- ☆ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の交付金算定のための資料
- ☆ 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農作物共済事業の適切な運営のための資料

VI よくある質問

Q 令和7年産からの水稲収穫量調査結果の公表では何を見直したのか。

A これまで主食用米の収穫量については、主食用に供給され得る玄米総量を把握するため、ふるい目幅1.70mm以上かつ農産物規格規程3等以上の玄米の量を収穫量として公表していましたが、令和7年産から生産現場の実感に合うよう、生産者ふるい目幅（1.80mm～1.90mm）での収穫量をメインに公表（ふるい目幅1.70mm以上の収穫量も引き続き公表）することとしました。

また、これまでの作況指数に替えて、近年の高温等気候変動を十分反映したものとして、前年産までの過去5か年中3年平均の収量と比較した作況単収指数を公表するほか、高温等が米の供給量に影響を与えることを踏まえ、坪刈りほ場のサンプルに基づく白未熟粒や胴割れ粒などの割合についても新たに公表することとしました。

Q 公表された10a当たり収量や作況単収指数が生産現場の実感と異なるのはなぜか。

A 作況単収指数を算出する際の10a当たり収量は、全国や各都道府県の平均値であるため、個々の生産状況や地域、作付品種などの状況により、高く感じたり、逆に低く感じたりすることがあります。また、三等以上となる玄米を収量としていることから、色彩選別機により被害粒を取り除き、品位を高めるなどしておられる方においては、当方の調査結果を高く感じることがあります。

Q 農産物規格規程三等以上かつ1.70mmのふるい目幅での収穫量を公表しているのはなぜか。

A 農産物規格規程三等以上かつ1.70mm以上であれば、①食べられること（炊飯時に砕けることなく粒として炊き上がる）②実際に食べていること（生産者のふるい目から落ちた玄米も米穀事業者等の手で再度ふるわれ、主食用米等として流通）から、主食用に供給される可能性のある玄米の総量として、当該収量基準の収穫量を公表しています。

なお、生産現場における米の生産・流通実態等を踏まえ、ふるい目幅別に10a当たり収量や収穫量についても公表しています。

Q 生産者、品種等について条件を選んで調査ほ場を選定しているのか。

A 調査ほ場は、全国の水稲の作付けがなされたほ場から、道府県ごとに全体の縮図となるよう決められた手順で無作為に抽出しており、生産者、品種等条件を選んで選定しているものではありません。

Q 水稲収穫量調査は、飼料用米のほ場も調査対象としているのか。

A 水稲収穫量調査は、主食用として供給される可能性のある玄米総量の把握を目的としており、作付けされた水稲が飼料用米など、食用以外の用途に供される水田については調査対象外となります。

Q 生産者ふり目ベースの主食用米の収穫量はどのように算出しているのか。

A 主食用米の作付面積に本調査で算出した生産者ふり目ベースの10 a 当たり収量を乗じて算出しています。

Q 台風や大雨による被害や高温による白未熟粒等の発生による影響は反映されているのか。

A 台風や大雨による被害については、標本として配置したほ場の調査結果に加え、被害が発生した地域の被害面積や被害量を勘案した上で反映しています。また令和7年産から調査ほ場の場所を地図上にプロットし、関係機関に情報提供することで、被害についての情報交換を行うなど、関係機関からの情報収集を強化し、調査ほ場以外の地域における被害の的確な把握に努めております。

高温による白未熟粒や胴割れ米等の発生による品質低下については、農産物検査員等の品位確認により農産物規格規程の等級外となった場合に、三等に達するまで再選別を行い被害粒等を除去することにより反映する仕組みとなっています。

なお、令和7年産より全ての作況標本筆を対象に坪刈りしたサンプルを器械にかけ、白未熟粒、着色粒、胴割れ粒等の割合を生産者の選別によっては除去されることとなる米の割合の参考情報として公表しています。

Q 倒伏の影響は反映されているのか。

A 倒伏による収量への影響は、もみ当たりの重さなどに表れ、これは、刈取り調査を行い、試料の重さを計ることで収量に反映しています。また、刈取り調査は手刈りで行ってありますが、実際の収穫はほとんどがコンバインで行われており、倒伏した場合は、コンバインによる収穫ロスが多くなります。このため、これを加味したロス分を収量から控除しており、この点についても収量に反映しています。

農林水産業や食料等に関する統計情報については、お近くの地方農政局等へ
《お問合せ先》

編集発行：農林水産省 大臣官房統計部
生産流通消費統計課 普通作物統計班
電 話：(代表)03(3502)8111 (内線) 3682
(直通)03(3502)5687
農林水産省ホームページ
【<https://www.maff.go.jp/j/tokei/>】

